
プロジェクト **金融商品（マクロヘッジ）**

項目 **IASB のディスカッション・ペーパーへのコメントの検討**

本資料の目的

1. IASB は 2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（コメント期限：2014 年 10 月 17 日）（以下「DP」という。）を公表した。
2. 第 110 回金融商品専門委員会（平成 26 年 7 月 14 日開催）、及び、第 111 回金融商品専門委員会（平成 26 年 8 月 7 日開催）では、DP に対するコメントの大きな方向性（案）をご審議いただいた。そのご審議を受けて、本資料は、セクション 1 を中心に、コメントの大きな方向性（案）をご審議いただくことを目的としている。

セクション 1 —— 背景及びポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）の導入 DP の提案の概要

3. 現行の会計処理の要求事項は、企業の動的リスク管理の実態を反映することに対し以下のような限界が存在するため、多くの企業（特に銀行）が動的リスク管理活動の結果を財務諸表に忠実に表現する上で困難が存在する。
 - (1) （1 対 1 の紐付けの困難）オープン・ポートフォリオに関して、現行のヘッジ会計は、具体的なヘッジ手段を具体的なヘッジ対象と関連付けるという要求事項を満たすことが困難である。
 - (2) （純額ベースのリスク管理）一般的に、リスク管理では、特定の種類のリスクに対するエクスポージャーを純額ベースで管理するが、現行のヘッジ会計では、総額ベースの指定が要求され、リスク管理が誤って表現される結果となる。
 - (3) （リスク管理と会計との間での取扱いの違い）リスク管理と会計で異なる取扱いが生じている（コア要求払預金、資産・負債の定義を満たさないエクスポージャーの把握など）。
 - (4) （代替手法の継ぎはぎの利用）動的リスク管理活動が通常は包括的な方法で実施されているにも関わらず、様々な会計処理（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計、公正価値ヘッジ会計、公正価値オプション）を継ぎはぎで用いることで、

リスク管理の効果が描写されない可能性がある。

4. 第3項(1)に対して、DPは企業の動的リスク管理を会計処理するためにポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)を模索している。PRAは、動的リスク管理が行われているオープン・ポートフォリオの中のエクスポージャーを管理対象リスクの変動について再評価し、そのリスクを管理するために用いているリスク管理金融商品(本DPではデリバティブ)の公正価値測定の影響と相殺することで、リスク管理活動から生じる正味の利得又は損失を純損益に認識するものである。
5. PRAの開発は、ヘッジ会計の要求事項の修正ではなく、リスク管理(リスクの識別、分析及びヘッジを通じた軽減)を財務報告目的でどのように会計処理するかに関して基本的な変更が含まれている。2つの適用範囲が検討されている。
 - ① 動的リスク管理に焦点を当て全ての管理対象ポートフォリオ(ヘッジによるリスク軽減がないポートフォリオを含む)を適用範囲とする。
 - ② 動的リスク管理に含まれるヘッジによるリスク軽減に限定した適用範囲とする。
6. 動的リスク管理の主要な特性の1つは、管理対象ポートフォリオから生じる純額オープン・リスク・ポジションの変動に対応したリスク管理の適時の見直しである。
7. PRAは動的リスク管理が行われているオープン・ポートフォリオの中のエクスポージャーの管理対象リスク(例えば、金利リスクのみ)について再評価を行うため、全面公正価値会計ではない。

ASBJスタッフの分析

(オープン・ポートフォリオに対する新たな会計アプローチの検討について)

8. 総論として、オープン・ポートフォリオに対する新たな会計アプローチを検討することに価値があるとするかどうか。これは、DPに示されるように、オープン・ポートフォリオに対する現行の会計処理には、財務情報の有用性や実務上の煩雑さの観点で限界があり、新たな会計処理がそれらを解消するものであれば、有益と考えられるためである。

(提案される適用範囲について)

9. DPでは、新たな会計処理を開発する目的として、動的リスク管理活動の忠実な表現と実務上の複雑性の低減を掲げている。

10. IASB は、第 5 項に掲げた PRA 適用の 2 つの適用範囲について、特に選好は示していない。
11. 提案される 2 つの適用範囲を、識別された現行のヘッジ会計の要求事項の限界への対応と、各適用範囲の適用上の困難の観点から比較すると以下のとおりとなる。

	動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲（第 5 項①）	リスク軽減に焦点を当てた適用範囲（第 5 項②）
識別された現行の会計処理の要求事項の限界への対応		
1 対 1 の紐付けの困難	1 対 1 対応は不要	1 対 1 対応は不要
純額ベースのリスク管理	包括的に適用することで純額ベースの管理を反映	適用範囲による。
リスク管理と会計との取扱いの違い	PRA に行動予測やパイプライン取引のようなリスク管理対象項目を含めることで対応	PRA に行動予測やパイプライン取引のようなリスク管理対象項目を含めることで対応
代替手法の継ぎはぎの利用	包括的に適用することで動的リスク管理の効果を忠実に表現	適用範囲による。PRA を断片的に適用することでリスク管理の効果が忠実に描写されない可能性がある。
各適用範囲の適用上の困難		
各項目（特に金融商品）の基本的な測定属性との矛盾	動的リスク管理が行われている対象全体（ヘッジによるリスク軽減がないポートフォリオを含む）に及ぶ。	リスク軽減が実施されている対象に限定される。
ヘッジ活動がなくても会計処理に違いが生じる。	ヘッジを通じたリスク軽減活動がなくても、管理対象リスクに関する再測定で純損益が生じる。	リスク軽減に焦点を当てているため、問題は生じない。
動的リスク管理を実施している企業としていない企業	動的リスク管理を実施しているか否かで大きな違いが生じる。	適用範囲による。

との間の比較可能性		
実務上の複雑性	適用範囲の複雑性は生じない。	適用の方法による。適用範囲が頻繁に変動する場合には、複雑性が生じる可能性がある。

上記の分析を踏まえたコメントの方向性（案）

（動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲（第5項①））

12. 我々は、「動的リスク管理」に焦点を当てたアプローチは、資産と負債のデュレーションや金利のリプライシングのミスマッチの程度を財務諸表本表に適時に反映させることを通じて、財務報告の有用性を高められる可能性があると考え。しかし、我々は、次の理由から、「動的リスク管理」に焦点を当てて検討を進めることに同意しない。

- 我々は、本プロジェクトは、現行のヘッジ会計がオープン・ポートフォリオに対応することが実務上、困難であることから出発したものであると理解している。しかし、DPで提案されている「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲は、デリバティブが各報告日末でFV-PLにより再測定されることを前提として、当該デリバティブと償却原価やFV-OCIで再測定される資産・負債の間でヘッジ関係が成立している場合に生じ得る会計上のミスマッチを削除又は軽減することを主な目的とした現行のヘッジ会計とは大きく異なる。このため、「動的リスク管理」に焦点を当てた検討は、当該アプローチの適用が任意に適用するものであれ、強制されるものであれ、現行のヘッジ会計における問題の解決というニーズから乖離したものになる。
- また、仮に企業による動的リスク管理のあり方を財務諸表本表に忠実に表現するためには、動的リスク管理が行われている対象全体に特定のアプローチ（例えば、PRA）を強制適用することが必要と考えられる。しかし、この場合、次のような問題があると考えられる。
 - 財務諸表に認識されている資産及び負債が管理対象リスクに関して再測定される結果、動的リスク管理の対象であるという理由だけで、当該資産

及び負債の基本的な分類及び測定のある方と異なる分類及び測定のある方が相当広範な範囲に適用されることになること。これは、ヘッジ関係が成立している場合に、ヘッジ手段とヘッジ対象とを一つの会計単位と捉えて限定的に例外的な取扱いを提供する現行のヘッジ会計の考え方と大きく乖離するため、こうした考え方を導入するとすれば、その妥当性について、十分な概念的な裏付けが必要になると考えられる。

- 資産及び負債が動的リスク管理の対象であるか否かで、資産及び負債の分類及び測定に一般の方法とは異なる方法を適用するアプローチは、IASBによるディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直しへの当委員会からのコメント（例えば、資産の測定基礎は、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与することが期待されるかに応じて決められるべきであるほか、条件に従って決済される負債については原則として原価ベースの測定が目的適合的と考えられる旨）と整合しないと考えられること。
- 複数の企業が同一の資産又は負債を保有する状況において、動的リスク管理を行っているか否かで、財務報告のあり方に大きな違いが生じ得ること。
- また、仮に資産と負債のデュレーション・ミスマッチや金利のリプライシングに関するミスマッチに関する情報が必要だとしても、当該情報は、財務諸表の注記や財務報告におけるその他の開示を通じて提供することが可能であるほか、当該情報開示のあり方等について改善を図ることも考え得る。

(リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲 (第5項②))

全体の方向性

13. デリバティブ取引等を利用した「リスク軽減活動」に焦点を当てて検討を進めていくアプローチは、現行のヘッジ会計の問題の解決という本プロジェクトの当初のニーズに沿っていると考えられる。我々は、指摘されている実務上の困難さを克服することは必ずしも容易でないと考えているが、現行のヘッジ会計における実務上の問題を解決することを主な目的として検討を進める価値があると考えられる。

「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲への PRA の適用について

14. PRA については、今後、詳細な検討を行う必要があるものの、我々は、PRA は、全体として次の点で便益があると考えている。
- 現行のヘッジ会計におけるヘッジ手段とヘッジ対象との1対1の紐付けの困難性を解消していること。
 - ポジションがスクウェアになっている場合や資産・負債のポジションが完全に一致している場合など、限定的ながら、財務報告の有用性の向上に寄与することが見込める場合もあること。
 - DP で検討されている PRA の適用方法は、コア預金の取扱いを含め、金融機関が行っているオープン・ポートフォリオにおける金利リスク管理のあり方と概ね整合的という見解が示されているほか、移転レートの利用等を通じて、実務において適用を容易にするための工夫が考慮されていること。
15. このため、現行のヘッジ会計の問題を解消する方策の1つとして、一定の要件の下で企業が任意に適用していくことを前提に、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲での PRA を検討する価値があると考えられる。しかし、PRA のアプローチは、次の点を含め、多くの問題があると考えられるため、適用を認めるべきか、認める場合における適用の範囲や方法（現在、認められている選択肢—例えば、公正価値オプション—を部分的に排除すべきか否かの検討を含む）について、今後、十分な検討を行うべきと考えられる。
- 仮に PRA を任意に認める場合、同一の事象に対して、追加的な会計上の取扱いが認められることになるため、財務諸表の比較可能性の低下につながること。
 - PRA は、行動予測的要素を多く取り入れるアプローチであるため、検証可能性の観点から、多くの課題が存在する旨が指摘されていること。

PRA 以外のアプローチの可能性

16. なお、DP で提案されている PRA による改善は限定的であり、現行のヘッジ会計の改善を望むニーズに十分に答えられない可能性があるとして、PRA 以外にも、次のアプローチを検討すべきという見解がある。以下において、PRA 以外のアプローチ

について、これ以上の検討を行うことが適切と考えられるかについて、分析を記載する。

(1) 日本公認会計士協会から公表されている業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」と同様に、ヘッジ手段から生じる再評価差額を OCI として繰り延べるアプローチ（繰延ヘッジのアプローチ）

- 当該アプローチは、我が国の金融商品会計基準において銀行を対象として適用されているアプローチであり、過去 10 年程度に渡る適用の経験がある。
- しかし、次の理由から、24 号報告のように、ヘッジ手段を OCI として繰り延べる方法を提案することは困難と考えられる。
 - 繰延ヘッジのアプローチは、今回検討されているマクロヘッジだけでなく、IFRS 第 9 号で定められている公正価値ヘッジの会計処理を根本的に変更する提案につながる。
 - 24 号報告で示されている方法によると、ヘッジの非有効部分について純損益に認識することが要求されておらず、ヘッジの非有効部分について純損益に認識することを要求する IFRS の公正価値ヘッジ会計と前提が異なること。
 - 仮に 24 号報告で示されている方法を採用しつつ、IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジの定めと整合的にヘッジの非有効部分について純損益に認識することを要求しようとする場合、ヘッジ指定を別個に行う必要が生じる等、実務的に適用することが極めて困難と考えられること。

(2) DP において提案されている PRA を適用することを前提としつつも、ヘッジ手段及びヘッジ対象の双方から生じる評価差額を OCI に認識するアプローチ

- 当該アプローチは、PRA を適用する結果、純損益のボラティリティが過度に高まるという懸念等に対応するものである（DP 第 9.1 項）。
- しかし、当該アプローチについては、これまでに、次のような問題点が指摘されている（DP 第 9.7 項を参照）。

- ▶ デリバティブ取引等のリスク管理を行う商品がFV-PLで測定されないことになること（この場合、デリバティブ取引について、再評価差額を純損益に認識しないことになるが、デリバティブに関する会計基準の変遷を踏まえると、これを正当化することは非常に困難と考えられる。）。
- ▶ DPで提案されている内部デリバティブの取扱いについて、再検討することが必要になること。
- ▶ リスク管理対象の資産又は負債が売却されたり、リスク管理商品が終了された場合、OCIのリサイクリングがされない可能性があること。
- 上記を踏まえ、当該アプローチは、現実的には、これ以上の検討は困難と考えられるが、どうか。

(3) ヘッジ対象とヘッジ手段の指定解除と指定を頻繁に行うことで、オープン・ポートフォリオへのヘッジ会計を実務運用している事例を調査し、運用可能な方法を教育文書の形で共有するアプローチ

- 当該アプローチは、現行のヘッジ会計の枠内において、オープン・ポートフォリオに対してヘッジ会計の運用は可能という認識に基づくものであり、具体的な方法について周知を図ることによって、現行実務の困難性を解消しようとするものである。
- 2014年3月に開催された会計基準アドバイザー・フォーラム会議において、カナダの代表者より、カナダではヘッジ会計の適用について運用上の懸念が強く示されていない旨が発言されており、当該発言を踏まえると、現行のヘッジ会計の運用上の問題は、運用方法の周知不足の問題とも考えられ得る。
- しかし、これまでに多くの関係者から、オープン・ポートフォリオへのヘッジ会計の適用について運用上の困難性が指摘されてきたことを踏まえると、教育文書のみによって、解決を図ることは困難とも考えられる。

17. 前項における検討を踏まえると、(1)～(3)のうち、(1)及び(2)はこれ以上の検討は困難と考えられる。他方、(3)については、効果が限定的という指摘はあるものの、想定される便益や可能性を踏まえつつ、コメントレターに含めるかどうかについて、

さらに検討を行うことが考えられる。また、検討を進めたうえで、なお、PRA の合理的な代替案として提案しうるアプローチが見出せない場合には、コメントレターでは、PRA 以外のアプローチの検討を求めることはせず、PRA アプローチの改善提案を示すことに焦点を当てることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

- 第 12 項にあるように、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲について検討は困難であること、また、第 13 項にあるように、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲については、PRA を検討することには価値があるとの見解について、どのように考えるか。
- 第 15 項で示したように、PRA のアプローチは、多くの問題があると考えられるため、慎重な検討が必要であるとの見解について、どのように考えるか。
- 第 16 項で示した PRA 以外のアプローチの可能性について、どのように考えるか。また、第 17 項に示した見解について、どのように考えるか。

以 上